平成２２年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市泉宮町３番126号
債務者　岡田　直人
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４０号
愛媛県新居浜市泉宮町３番126号
債務者　岡田　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４１号
愛媛県西条市船屋甲356番地
債務者　菅　志津男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県西条市古川甲341番地３
債務者　芝　　啓史
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４３号
愛媛県新居浜市平形町８番１号
債務者　小野　清美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４４号
愛媛県新居浜市萩生2097番地の２
債務者　飯尾　郁美（旧姓神原）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県西条市国安158番地９
債務者　田口　健一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７１号
高知市北竹島町103番地19
債務者　中澤慶一郎
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１３号
高知市中水道２番16号　メゾン寿103号
債務者　田村伊佐子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２６号
高知市桟橋通３丁目14番15号
債務者　川村　宣裕
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３３号
高知県土佐市高岡町乙3538番４地
債務者　門田　義人
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３６号
高知市大津乙1960番地31　あけぼのハイツ２Ｆ西
債務者　大﨑　数博
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４２号
高知市塩田町13番31号
債務者　田村賀壽男
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４５号
高知市神田280番地14　カーサみづき103
債務者　宮脇　優樹
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４６号
高知市神田280番地14　カーサみづき103
債務者　宮脇　真以
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１号
高知県室戸市室戸岬町5398番地12
債務者　山田　初枝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
高知県室戸市室戸岬町5400番地
債務者　山田　利惠
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
高知県安芸市井ノ口甲1131番地23
債務者　三宅　孝夫
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
高知県安芸市久世町８番９号
債務者　長野さゆり
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係